

## 1 改正の趣旨

栃木県廃棄物処理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）の規定により、廃棄物処理施設の構造及び維持管理については、産業廃棄物の処理施設の構造に関する基準（以下「構造基準」という。）及び産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する基準（以下「維持管理基準」という。）を定め、設置者に対して構造基準等に従い適切に廃棄物処理施設を管理・運営するよう指導することにより、当該施設周辺的生活環境の保全を図っている。

このたび、排水基準を定める省令及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「共同命令」という。）等の一部改正に伴い、指導要綱に基づく構造基準及び維持管理基準について所要の改正を行うものである。

## 2 改正の概要

- (1) 排水基準を定める省令の一部改正に伴い、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」第 31 条の規定により、知事が別に定めるとしている構造基準の別表 1 の一部を改正する。

別表 1

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L (現行0.1 mg/ℓ)
トリクロロエチレン	0.1 mg/L (現行0.3 mg/ℓ)

- (2) 共同命令等の一部改正に伴い、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」第 32 条の規定により、知事が別に定めるとしている維持管理基準の別表 3 の一部を改正する。

別表 3

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L (現行 0.01 mg/ℓ)

※維持管理基準では、共同命令で定める周縁地下水の水質基準と同値としているが、測定頻度については測定回数を上乗せして規定している。

(共同命令：1回/年 維持管理基準：1回/3ヶ月)

- (3) (1)及び(2)の改正のほか所要の改正を行う。
- ・ 各項目の許容基準の濃度の単位の記載を、国際単位系の記載方法に改める。
  - ・ 有機リン化合物及びポリ塩化ビフェニル等の記載を、栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 2 (3)の第 2 欄の記載に改める。
  - ・ 分析方法において引用している平成 9 年環境庁告示第 10 号の一部改正の際に、維持管理基準別表 3 分析方法の改正が漏れていたものを改正する。

## 3 施行日

平成 28 年 3 月 25 日